

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

- これまで本県では、平成17年3月に策定した「島根県地域福祉支援計画」に基づき、各市町村における「地域福祉計画」策定に必要な情報提供や助言を行うとともに、福祉人材の確保や福祉サービスの提供に関する基盤整備に取り組んできました。
- その後、平成24年7月に計画の改定を行い、引き続き各市町村の地域福祉推進への取組みを支援してきました。
- 計画改定後、国においては、「介護保険法」の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行等により、福祉サービスの充実が図られてきています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」が制定され、子どもの貧困対策の総合的推進や生活困窮者に対する自立支援策の強化も図られています。
- 一方、県内においては、人口減少や少子高齢化、核家族化や単身世帯・高齢世帯の増加などの傾向が続いており、家族や地域とのつながりの希薄化が懸念されています。
また、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもりなど地域が抱える福祉課題は複雑化・多様化してきており、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていくことの必要性はますます高まっています。
- こうした近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応するため、再度、「島根県地域福祉支援計画」を改定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の位置づけと役割

○ 平成12年の社会福祉法の改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、その推進方策として、市町村は「地域福祉計画」を、県は「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進することが求められています。本計画も、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。

○ 地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、県は、各市町村では対応が困難あるいは非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たしていきます。

また、市町村主体という基本理念を前提としつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示し、各地域の地域福祉の推進を支援するという視点も必要と考えています。

具体的には、社会福祉法において県計画に盛り込むべきこととされている事項を勘案し、以下の3つの内容を盛り込むこととしています。

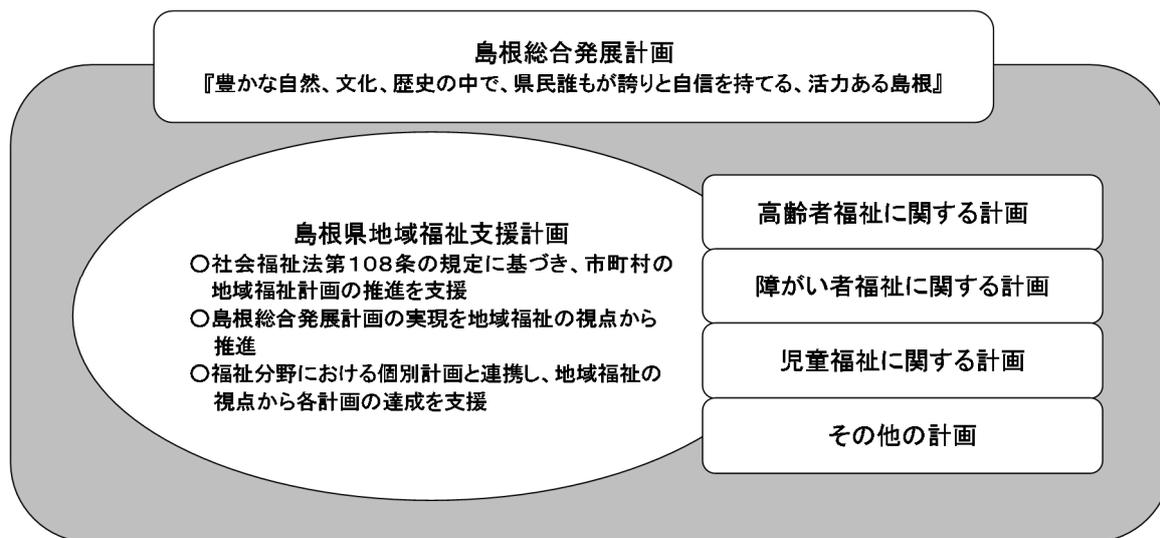
- ・市町村の地域福祉の推進を支援するための「基本的な方策」
- ・社会福祉を担う人材の確保・資質の向上など、「人」の基盤整備
- ・福祉サービスを安心して利用できるための「サービスの質」や「利用者の権利保護」など、「サービス提供」に関する基盤整備

(2) 他の県計画との関係

○ 本計画は、「島根総合発展計画」に掲げる「基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね」を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指すものです。

○ 本計画は、「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「島根県子どものセーフティネット推進計画」「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」「島根県DV対策基本計画」「島根県障がい者基本計画」「島根県障がい福祉計画」「島根県自死対策総合計画」等、福祉分野における個別計画と連携し、地域福祉の視点から各計画の達成を支援することにより、地域福祉の総合的推進を図るものです。

島根県地域福祉支援計画の位置付け



3 計画の期間

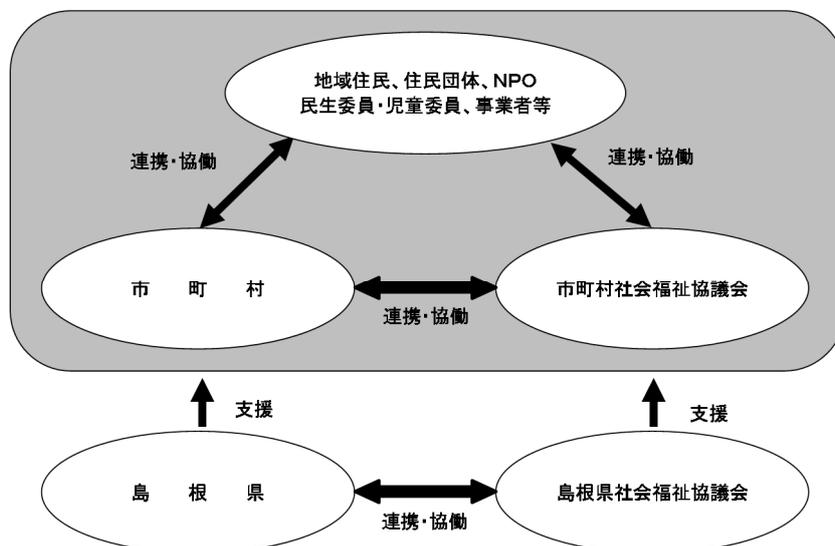
本計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4か年とし、社会情勢の変化などを踏まえながら必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村及び社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。

また、計画の進行状況の管理については、島根総合発展計画の成果参考指標の達成状況を踏まえながら島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告、意見聴取等を行っていきます。

地域福祉推進体制イメージ図



《島根総合発展計画に掲げる主な成果参考指標》

第3次実施計画 施策名	成果参考指標	平成27年度	平成31年度
施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	民生児童委員の年間訪問回数	300,000件	325,000件
	福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数	270人	330人
施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進	介護を要しない高齢者の割合(年間)	84.5% (H26)	85.0%以上
	認知症サポーター数(累計)	50,000人	70,000人
施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	施設から地域生活への移行者数(累計)	58人	178人
	精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率	59.6%	64%
	精神障がい者の入院後1年経過時点の退院率	86.7%	91%
施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保	就労により自立した生活保護世帯の数(年間)	125世帯	125世帯以上
施策Ⅱ-4-3 子育て支援の充実	こっころ協賛店舗数(累計)	2,354店舗 (H26)	2,500店舗
	こっころカンパニー認定企業数(累計)	256社 (H26)	400社
	保育所待機児童数(4月・10月)	4月 3人 10月 129人 (H26)	4月 0人 10月 0人
施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合(年間)	76.1% (H26)	80.0%以上
施策Ⅱ-5-2 小さな拠点づくり	「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数(累計)	52エリア (H26)	150エリア
施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	NPO法人の認証数(累計)	278法人	290法人
	ボランティア活動に参加している人の割合	27%	30%